

## 農地法第3条許可事務の流れ

手順	申請者の方の流れ	農業委員会等の流れ	内容
1	申請についての相談 ↓		農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。
2	申請書の記入 ↓		申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。なお、記入に当たっては別添の記入例をご参照ください。
3	必要書類の入手 ↓		別添の必要書類一覧表をご参照ください。なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。
4	申請書提出前の再確認 ↓		記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストをご確認ください。
5	申請書の提出 ↓	申請書の受付 ↓	農業委員会事務局へ申請書を3部、添付書類は原則1部ずつ提出してください。提出後「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますので、許可書の交付までの流れをご確認ください。毎月10日までの提出分は、原則同月の総会に提出します。 ※冬期間については積雪により現地調査が行えないため、審議を雪解けまで保留する場合があります。
6		申請書内容と添付書類の確認 ↓	申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を確認します。
7	申請書内容のききとり 現地調査 ↓		必要に応じて、申請内容について申請者の方からききとりを行います。また、現地調査を行います。(ききとり日程については後日連絡します。)
8	農業委員会総会 ↓		農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。(毎月25日前後の開催です)
9	許可書の交付		農業委員会事務局で直接お渡しするか、書留等で郵送することも可能です。(原則総会の翌日以降に交付します)

(連絡先)

網走市農業委員会事務局

住所: 網走市南6条東3丁目

網走市役所西庁舎3階(旧NTTビル3階)

電話: 0152-44-6111(内線531・532)